

令和4年度事業計画について

当センターは、昭和58年発足の西都市高齢者事業団から39年の歴史がありますが、イメージが定着し事業の見直しの時期であります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、三密の回避など、今後も、新しい生活様式が求められていく状況下で、アフターコロナを見据えた事業展開を図っていく必要もあります。

そして、人生100年時代を迎え、元気なうちはいくつになっても働き続けることができる就業環境を整え、自身のペースでできる、魅力ある新たな就業機会を開拓して、80歳を超えても無理のない範囲で活躍できる就業機会の創出に努めなければなりません。

それには、既存会員の満足度アップが重要となります。現状を把握し、課題解決のために、役職員、会員が一丸となって取り組んでいける組織の構築が急務であります。役職員が率先して日頃からの周知・広報に取り組み、高齢者に伝わるような工夫、イメージの刷新とセンター事業に携わるひとり一人の意識の改革と共有が重要であります。

「年金は老後に！お小遣いはシルバー人材センターで！」を合言葉に「やりがい・生きがいを」を持って取り組んでまいりましょう。

シルバー人材センターの基本理念は、「自主・自立」「共働・共助」です。自分のものとして考え、自分たちの力で、互いに協力し合って働くことを通して、生きがいのある生涯現役の実現を目指しましょう。健康で働く意欲のある市民の一人でも多くの理解者と協力者を得て、センター活動が地域社会を支える側の先方に立ち、次世代に希望と未来のある住みよい西都市にしていきたいと思います。

以上のことを踏まえ、基本方針を継続し、近隣センターと協力し合い、互いの発展に向けて安全・適正就業を第一に事業を展開してまいります。

基本方針

- 1 就業開拓提供事業
- 2 普及啓発事業
- 3 安全・適正就業推進事業
- 4 入会説明会
- 5 職業紹介事業
- 6 労働者派遣事業

実施計画

- 1 就業開拓提供事業
地域の家庭、企業、公共団体等に対して、機会あるごとに就業機会の開拓を行い、発注者から請負契約により仕事を受託し、これを就業希望の会員に提供する。
 - ①発注者の口コミに期待（継続）
就業の質を向上させ、発注者の満足度を高める。
 - ②派遣事業開拓（継続）
受注実績のない企業等を訪問し、派遣事業の開拓に取り組む。
- 2 普及啓発事業
地域社会に向けて、センター事業を広く宣伝することにより、就業等を通じて社会参加を希望する高齢者に対して、センターへの入会を促進する一方、地域社会に理解と協力を求め、就業機会開拓の一助とする。
 - ①広報誌の発行（継続）
事業内容を編纂することで会員の意識を高め、活動を周知することで入会促進を図る。
 - ②ボランティア活動（継続）
就業以外の活動を通じ入会促進を図る。
 - ③会員の趣味や特技の活用（継続）
趣味や特技を活かした活動を実施し入会促進を図る。
 - ④物産展を実施し、多様な会員活動をPRし入会促進を図る。（継続）
 - ⑤事業説明会の実施（継続）
市内イベント等を利用して事業内容展示説明会を実施する。
- 3 安全・適正就業推進事業
会員が安心して就業等の活動ができるよう安全意識の徹底と事故防止に資する事業を行う。

①安全パトロール（継続）

事故を未然に防ぐ指導と事故発生後に事故原因の究明とその対策及び指導内容を検討し、再発防止に努める。

月2回、現場パトロールを実施し、指導、助言を行ない安全就業の意識の高揚に努める。

②機械器具取扱講習会の実施（継続）

作業に適した機械器具の取扱講習会を実施し、事故防止対策を図る。特に、草刈機による飛散防止対策を重視する。

③就業途上での事故防止（継続）

交通事故防止対策講習会を実施し、会員の安全意識向上を図る。

④会報の発行（継続）

会報「安全就業だより」等により「事故防止」「健康管理」の啓発に努める。

⑤長期就業の是正（継続）

同一職種に同一会員が一定期間以上の就業に対し、既存会員での配置転換、新入会員の確保等で後継者育成を図り是正する。

⑥危険作業の受注調整（継続）

危険・有害となるような作業は発注者と協議し受注を断念する。

⑦加齢による諸機能低下の抑制（継続）

諸機能低下を抑制する講習会等を実施し、体調管理に役立てる。

4 入会説明会

センターに入会を希望する高齢者に対し実施する。また、入会後に就業相談を行う。

①地域づくり協議会との連携（継続）

センター事業への理解と協力を図るために地域づくり協議会と連携を図り、各地域で説明会の実施を行う。

②随時入会説明会の実施（継続）

定例の説明会以外に随時の説明会を実施し、待機的な入会の是正を図る。

5 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者のために、職業紹介事業を実施するとともに雇用紛いの就業是正を図る。

6 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者のために、労働者派遣事業を実施するとともに雇用紛いの就業是正を図る。